

令和 7 年度

事業計画書

自：令和 7 年 4 月 1 日

至：令和 8 年 3 月 31 日

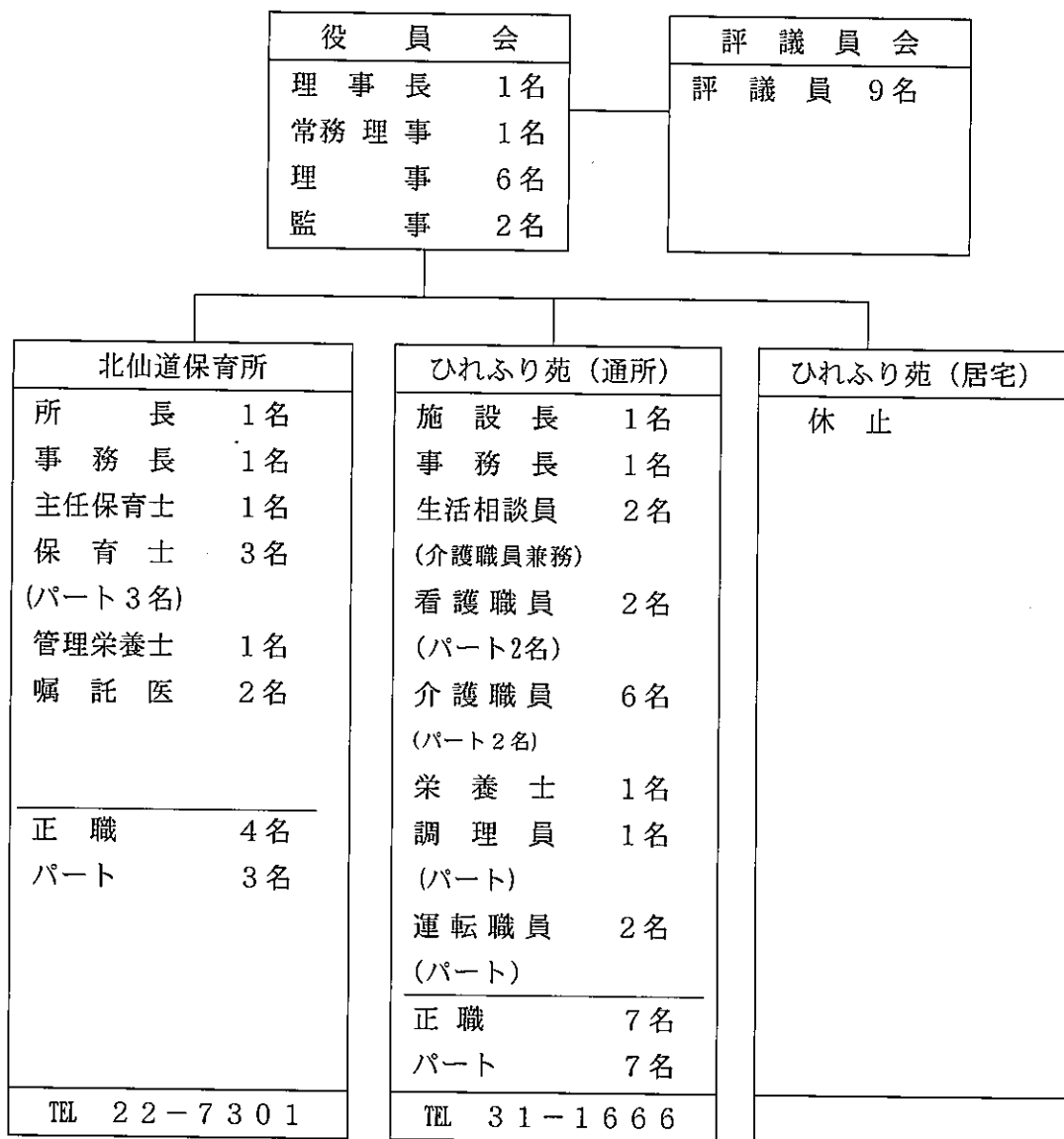
本 部

社会福祉法人益田東部福社会

令和7年度事業計画

社会福祉法人益田東部福祉会本部

1、組 織



2、運営方針

- (1) 健全かつ誠実な運営を行い、開かれた施設運営を行う。
- (2) 地域福祉の充実を図り、人々に信頼され喜ばれる福祉サービスの提供に努める。

3、会 議

- ①理事会 必要に応じ開催
- ②監査会 決算終了後2カ月以内に開催
- ③内部監査 理事、職員による監査
- ④評議員会 年間1回以上必要に応じ開催

4、事業

- ①北仙道保育所 児童数が減少し、今後の事業存続について厳しい状況にある。利用者の増に向けて、園開放による体験、SNS等での発信によりPRに努める。
- ②ひれふり苑（通所） 利用者の方の高齢化が進み、他施設への入所等により急激に利用者が減少している。地域密着型通所介護サービスに移行し、収入の増、利用者の増を図る。
- ③ひれふり苑（居宅） 休止

5、地域に貢献する取り組み

- ・地域のニーズに合わせ、買い物支援等の取り組みを実施する。
- ・高校生の研修や中学生の職場体験等の受け入れを実施する。

6、役職員研修（人材研修）

- ・法人機能強化のため研修会・講習会へ積極的に参加する。

7、予算執行方針

- ・最小のコストで事業効果が発揮できるよう各事業の見直しに努め執行に反映する。
- ・経費節減の徹底と収入確保に努める。

令和 7 年度

事業計画書

自：令和 7 年 4 月 1 日

至：令和 8 年 3 月 31 日

保 育 所

社会福祉法人益田東部福祉会

令和7年度事業計画

北 仙 道 保 育 所

1、運営方針

保育所保育指針に基づき、養護及び教育を一体的に展開し、子ども一人一人を大切に、保育を遂行していきます。子育てが人任せにならないよう、子育てしている保護者の方に大切なことを伝えていく子育て支援を行う役割を担い、子どもの最善の利益を考慮し、保育所の役割を十分に果たしていくよう努めていきます。

2、基本事業

①事業実施に関すること

- ・北仙道保育所運営規程に定めるところによる。

②園児に関すること

- ・少子化時代の中、安心して子育てが出来るよう援助する。

③家族に関すること

- ・子育てに関し的確な援助と情報を示し、楽しく子育てができるよう支援をする。

④建物、設備等に関すること

- ・建物、設備備品などが良好な状態で利用できるよう、常に点検整備を行う。
- ・事業の運営が効率よく実施されるために、設備、備品などの整備に努める。

⑤危機管理に関すること

- ・防災、防犯、事故、感染症等、様々な危機に対し、その都度、職員全員で確認、情報を共有していけるよう努める。
- ・日々のヒヤリハット報告を職員間で共有し、子ども達が安全に過ごせる環境の見直しや振り返りを行い、危機管理意識を高める。
- ・防災訓練を定期的に行い、防火防災に努める。
- ・施設の建物や設備全般について、常に清潔に留意し、換気、採光、保温、防湿に努める。

⑥職員に関すること

- ・職員は事業の公共性を認識し、職場における秩序、規律を守り、常に作業能率の向上、知識技能の修得、及び職場環境を整え、職員の資質の向上に努める。
- ・職員の健康管理を適切に行い、職員相互の親睦交流を深め、職員が働く喜びと充実感を持ち、自己実現を果たすことが出来るよう努める。

⑦地域に関すること

- ・施設の人的、物的資源を出来る限り地域に役立たせ、また地域のボランティアの力を集約するなどして、地域の福祉向上を目指す。

3、事業について

(1) 利用について

①入所児

- ・概ね産休あけから就学前の児童。

②保育料

- ・保育を委託する市町村の定める保育料。

③開所日及び保育時間

- ・開所日 日曜、祝祭日を除く毎日。ただし、8月14日から8月16日、12月31日から1月4日、3月30日、31日を除く。
- ・保育時間 7時30分から18時30分までとする。
- ・開所時間 7時30分から19時00分までとする。
- ・延長保育 18時30分から19時00分までとする。
- ・定員 20名

(2) 基本事業

①各種行事

- ・年間計画において、季節感あふれ子どもたちに望まれる行事を計画する。

②障害児保育

- ・年間計画を立て障害児保育を推進する。

③一時預かり

- ・一時保育を必要とする子どもたちを率先して受け入れる。

④子育て支援

- ・保護者及び地域の子育て家庭に対し子育て支援を行う。

4、安全管理

(1) 防 災

- ①別に定める「火災対策計画」「非常災害対策計画」に基づき、職員の防災意識を高め、防災に努める。
- ②定期的に防災訓練(地震・風水害・火災等)を実施し、その結果及び反省点などを別に定める避難訓練簿に記録する。

(2) 保守点検の実施(業者委託)

- ①浄化槽の点検
- ②消防設備の点検
- ③電気の保守点検

(3) 危険箇所及び遊具、衛生等の点検

- ①危険箇所や遊具、衛生等の点検を、施設内については毎朝実施し、施設外遊具や施設の周辺についても定期的に実施する。
- ②備品等は常に良好な状態で使用出来るように定期点検を実施する。

(4) 食中毒の予防及び検便

- ①食中毒の発生を防ぐため、施設内は常に清潔を保ち、職員及び利用者の手洗いの励行など衛生管理に努める。
- ②調理員は日々の衛生管理と月次点検を行い、記録する。
- ③調理担当職員については検便を毎月1回、他の職員については年4回実施する。

令和 7 年度

事業計画書

自：令和 7 年 4 月 1 日

至：令和 8 年 3 月 31 日

ひれふり苑通所

社会福祉法人益田東部福祉会

令和7年度事業計画

デイサービスセンターひれふり苑（通所）

1、運営方針

在宅高齢者福祉サービスの拠点として、行政や関係機関との連携を図りながら高齢者及びその家族が楽しく安心して生活できるよう、地域福祉の充実を図り、人々に信頼され喜ばれる福祉サービスの提供に努める。

2、基本事業

①事業実施に関すること

・デイサービスセンターひれふり苑地域密着型通所介護運営規程に定めるところによる。

②利用者に関すること

・各種の福祉サービスを提供することにより、心身機能の充実を図り、利用者の一人一人が自主的に生活する喜びや地域社会の中で生活する喜びをもち、生き甲斐のある生活を生涯送ることが出来るよう援助する。

③家族に関すること

・デイサービス事業を利用することによって、利用者を介護している家族などの負担の軽減を図り、家族の生き甲斐のある生活を援助する。

④建物、設備等に関すること

・建物、設備備品などが良好な状態で利用出来るよう、常に点検修理を行う。
・事業の運営が効率よく実施されるために、設備、備品などの整備に努める。

⑤危機管理に関すること

・防災、防犯、事故、感染症等、様々な危機に対し、その都度、職員全員で確認し、情報や知識を共有していけるよう努める。
・日々のヒヤリハット報告から職員間で共有し、安全に過ごせる環境の見直しや振り返りを行い、意識を高める。
・送迎車の始業点検を必ず行い、常に良好な状態で使用出来るよう整備に努める。
・運転に際しては、利用者が安心して乗車出来るよう常に安全運転に心がける。
・防災訓練を定期的に行い、防火防災に努める。
・施設の建物や設備全般について、常に清潔に留意し、換気、採光、保温、防湿に努める。

⑥職員に関すること

・職員は事業の公共性を認識し、職場における秩序、規律を守り、常に作業能率の向上、知識技能の修得、及び職場環境を整え、職員の資質の向上に努める。
・職員の健康管理を適切に行い、職員相互の親睦交流を深め、職員が働く喜びと充実感をもち、自己実現を果たすことが出来るよう努める。

⑦地域に関すること

・施設の人的、物的資源を出来る限り地域に役立たせ、また地域のボランティアの力を集約するなどして、地域の福祉向上を目指す。

3、事業について

(1) 利用について

①利用者

- ・基本事業及び通所事業は概ね65歳以上の虚弱老人、または寝たきり、及び認知症のある方、一人暮らしまたは高齢者夫婦世帯であって、生活指導、栄養管理などの必要な方、及び65歳以下の重度身体障害者又は若年性認知症の方を含む（要介護又は要支援、事業対象になった方）

②利用料金

- ・介護報酬の告示上の額の一割、又は二割、三割（原則として負担割合証に依じる）

③営業日

- ・営業日 月曜日から金曜日及び8月14日から8月16日、12月30日から1月3日までを除く毎日。但し、当苑の都合により変更することもある。

④開苑時間及び営業時間

- ・開苑時間 8時15分から17時15分
- ・営業時間 9時10分から16時20分

⑤利用定員 18人

(2) 基本事業

①生活指導

- ・利用者及びその家族からの生活についての相談事項について、適切な指導及び助言、援助を行う。

②日常動作訓練

- ・利用者の健康維持・増進及び残存機能の保持や認知症予防のため、各種の遊具などを使って、遊びやリハビリ軽度なスポーツ、レクリエーションなどを行う。

③健康チェック及び養護

- ・利用者の来苑に合わせ、健康をチェックし、利用者からの健康相談に対して適切な指導及び援助を行う。

④送 迎

- ・戸別送迎とし、次の時間を送迎の開始時間とする。

迎え 8時15分

送り 16時20分

⑤家族介護教室

- ・福祉関係機関と協力して介護や食事、健康管理等、在宅介護に必要な知識・技術の研修の場を設け、家族の介護知識や技術の向上を図る。

⑥入浴サービス

- ・利用者を対象に入浴サービスを行う。

⑦給食サービス

- ・老人食として最もふさわしいものであるようにし、変化に富み、嗜好に通じ、栄養バランスを考慮して献立調理を行う。

(3) その他

- ・四季折々の自然を楽しむ苑外活動や、他の公共施設などに出かけたり、また地域の

各種機関との交流など、様々な活動や行事を行う。

4、安全管理

(1) 送 迎

- ①運転開始前には必ず始業点検を行う。
- ②常に交通法規を守り、安全運転に心がけ、利用者が安心して乗車出来るよう努める。
- ③送迎車の法定点検は必ず実施し、定期的に洗車する。
- ④運転手は、点検等の結果を車両管理簿に記録する。

(2) 防 災

- ①別に定める「消防防災計画」に基づき、職員の防災意識を高め、防災に努める
- ②定期的に防災訓練(地震・風水害・火災等)実施し、その結果及び反省点などを別に定める避難訓練簿に記録する。

(3) 保守点検の実施(業者委託)

- ①浄化槽の点検
- ②消防設備の点検
- ③電気の保守点検

(4) 危険箇所及び衛生等の点検

- ①危険箇所や衛生等の点検は、施設内については毎朝実施し、施設の周辺についても定期的に実施する。
- ②備品等は常に良好な状態で使用出来るように定期点検を実施する。

(5) 食中毒の予防及び検便

- ①食中毒の発生を防ぐため、施設内は常に清潔を保ち、職員及び利用者の手洗いの励行など衛生管理に努める。
- ②調理員は日々の衛生管理と月次点検を行い、記録する。
- ③調理担当職員については検便を毎月1回、他の職員については年4回実施する。